

新生児特別給付金について

新十津川町では、総務省が進める特別定額給付金（令和2年4月27日時点で住民登録がある方を対象とするもの）の対象外となっている、4月28日以降に生まれたお子様を対象に、新生児特別給付金を支給します。

1 申請方法

(1) 申請書に記入する

記入例を参考に、申請書に記入し押印します。

(2) 世帯主の本人確認ができる書類を持参する

世帯主の方の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳等の本人確認ができる書類をお持ちください。



(3) 振込口座を確認する書類を持参する

振込口座の通帳またはキャッシュカード（またはそのコピー。金融機関、口座番号、名義人がわかる部分）をお持ちください。



2 詐欺などにご注意ください！

この事業は、個人情報等の保護を厳守の上実施しています。手続きは、窓口による直接の対面で行うこととしますので、それ以外の不審な電話や手紙などには十分ご注意ください。

万が一、不明な点や不審な連絡等がありましたら、下記担当までご連絡をお願いします。

担当 新十津川町保健福祉課
健康推進グループ 白石
子ども・高齢者グループ 蒲原
電話 0125-72-2000